

富山県水質汚濁事故対策連絡会議設置要綱

（目的）

第1条 有害物質や油などの河川等への流出又は地下への浸透の水質汚濁事故（以下「事故」という。）が多発していることを踏まえ、事故の未然防止対策の推進、事故時の関係者間の連携協力体制の強化等を目的として、富山県水質汚濁事故対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事故の未然防止対策に関すること
- (2) 事故時の連絡体制の整備、被害の拡大防止等の対策に関すること
- (3) その他連絡会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

（組織）

第3条 連絡会議に、座長及び委員を置く。

- 2 座長は、富山県生活環境文化部環境保全課長をもってあてる。
- 3 委員は、別表に掲げる機関がその組織の中から指名した者をもってあてる。

（会議）

第4条 連絡会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じ、連絡会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 座長は、必要な調査又は検討を行うため、連絡会議にワーキンググループを置くことができる。

（事務局）

第5条 連絡会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 連絡会議の事務局は、富山県生活環境文化部環境保全課に置く。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	構成機関名
国	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所占用調整課 国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所河川管理課 国土交通省海上保安庁伏木海上保安部警備救難課
県	富山県危機管理局危機管理課 富山県危機管理局消防課 富山県生活環境文化部環境保全課 富山県生活環境文化部環境科学センター水質課 富山県厚生部生活衛生課 富山県農林水産部農村整備課 富山県農林水産部水産漁港課 富山県土木部河川課 富山県土木部港湾課 富山県土木部都市計画課 富山県企業局水道課
市町村	富山市環境部環境保全課 富山市消防局予防課 高岡市生活環境文化部環境政策課 高岡市消防本部予防課 魚津市民生部生活環境課 氷見市市民部環境保全課 滑川市産業民生部生活環境課 黒部市市民福祉部市民環境課 砺波市福祉市民部市民生活課 小矢部市民生部生活環境課 南砺市市民協働部生活環境課 射水市市民生活部環境課 舟橋村住民生活課 上市町町民課 立山町住民課 入善町住民環境課 朝日町住民・子ども課
事業者団体	富山県環境問題懇談会 富山県中小企業団体中央会 公益社団法人富山県危険物安全協会連合会